

## 児童扶養手当一部支給停止適用除外届についての注意事項

- 1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者に あっては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日）または、手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月（以下「5年等満了月等」という。）の末日までの間に出してください。  
また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日まで  
の間に出してください。
- 2 この届出書に添えなければならない書類は次のとおりです。
  - (1)就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類  
イ.雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っている事を明らかにできる書類  
ロ.公共職業安定所、母子家庭等就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類  
ハ.求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類  
ニ.公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類  
ホ.都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業をし、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行ったことを明らかにできる書類
  - (2)児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類  
イ.児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書  
ロ.エックス線直接撮影写真（呼吸器系結核、肺壞疽、肺のう、けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。）、じん臓結核、胃潰瘍、胃がん、十二指腸潰瘍、内臓下垂症、動脈りゅう、骨又は間接結核、骨髄炎、骨又は間接損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。）
  - (3)疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類  
医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類
  - (4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類  
イ.医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類  
ロ.当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類
- 3 受給資格の確認の為、別途必要な書類を求める場合があります
- 4 この届出書は、提出期限内に提出してください。この届出書について不明なことがありましたら、宝塚市子育て応援課へご確認ください。